

# 神戸市立太田中学校いじめ防止方針

2014. 02. 10制定

2015. 12. 08改定

2018. 6. 30改定

神戸市の教育は「人は人によって人になる」を理念として、営々と積み上げられ今日に至っています。人はその成長の過程で様々な人と出会い、学びながら人格を形成していく。学校教育においては、教職員による指導と支援、ご家庭や地域の方々との連携、生徒同士の関わりの中で、ひとりひとりの存在価値が尊重され、その能力の伸長が図られなければなりません。

しかし、日常生活の延長上でいじめが生じ、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題が報告されています。

神戸市では、法14条第1項に基づき、「神戸市いじめ問題対策連絡協議会」を、また、法14条第3項に基づき、教育委員会の附属機関として「神戸市いじめ問題審議会」を設置しています。

本校は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域の方々・ご家庭その他の関係者が連携し、信頼関係のもと、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）第12条の定めに基づいて策定された「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、本校の指針を定め、いじめの未然防止に全力で取り組んでいきます。

## 1. 太田中学校の教職員はこうありたい

太田中学校におけるすべての教育活動が、生徒・保護者と教職員の信頼関係のうえに営まれる豊かなものであるよう、すべての教職員が努めなければなりません。

とりわけ、いじめの問題に対しては、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を継続展開し、当該の生徒・保護者にとって重大事との認識を欠くことなく、教職に携わる者としての私たちの使命を肝に銘じ、誠心誠意、組織として取り組みます。

## 2. いじめに対する認識

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとして、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、生徒等に対して、「当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

（注1）「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定されて解釈されることのないよう努める。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「インターネット」上で悪口を書かれた当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースでも、加害行為を行った生徒の指導等適切な対応が必要である。

（注4）「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（注5）いじめの中には、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

太田中学校では、いじめによる被害を訴える生徒の立場に立ち、いじめの定義にかかわらず、その訴えをしっかりと受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、解消に向けての対応に努める。

### 3. いじめをとらえる教職員の感性

太田中学校の教員は、「いじめをけって許さない」という強い決意をもち、授業をはじめすべての教育活動を通じて自身の断固たる姿勢を生徒・保護者に示さなければなりません。

指導にあたっては、いじめの構造やそこにかかわる生徒の心情をしっかりととらえたうえで、教職員間でしかるべき役割分担をしながら的確で迅速な対応に努めます。

#### ○ いじめを行う生徒の心情

「明るい」「楽しい」という価値観は、生徒が仲間を形成するときの重要な要素です。表面的、刹那的に「受け」をねらって楽しく会話し、互いが仲間であるかのように装いますが、心を許して信頼できる人間関係が築けないようなとき、仲間を求めていながら孤立を恐れて閉鎖的になろうとするいびつな心情が、排他性を伴う集団帰属欲求を生み出します。あるいは、保護者から虐待を受けるなどによって蓄積された憤懣や自分自身へのコンプレックスの裏返しなどによる抑圧された心情が、他者への攻撃に捌け口を見出そうとするようなこともあります。

#### ○ いじめられている生徒の心情

いじめられている生徒は、自分がいじめを受けていることを認めたくない心理状態にあります。自らがいじめられている事実を受け入れることは、自分が弱い存在であることを認めることであり、いじめの被害を大人に訴えることは自分たちの仲間社会の仁義に反する行いであるという背徳感にさいなまれることとなります。自ら深く傷つきながら、家族に心配をかけてしまう事態に至ることを恐れています。その結果、いじめられながらもいじめの加害者と行動を共にしてしまうような状況さえ生じます。

#### ○ 第三者的な存在の生徒の心情

第三者的な存在の生徒は、観衆(はやしたてる)・傍観者(見て見ぬふり)に分れており、加害者・被害者を合わせた四層構造のダイナミズムの中でいじめが起こるとされています。いじめが起こっていても人のことは放っておく、あるいは一緒になってはやしたてることでいじめの被害が自らに波及することを防ごうとする、こうした歪みの中で、集団の中に抑止力が働かなくなり、いじめはエスカレートし長期化してしまいます。

### 4. いじめの把握

「いじめはどの学級、どの部活動にも起こり得る」という危機感をすべての教職員で共有します。いじめの前兆をいち早くとらえ、また、いじめの潜行を防ぐために、いじめをキャッチできる機会を日常の学校生活の中で積極的な言葉かけを行うなど直接的なふれあいを大切にします。

○ いじめのサインをとらえるための職員研修の中で、チェックリストを確認しながら、生徒の登校状態、表情、口ごもり、服装、持ち物、休み時間の過ごし方などから、1人1人の教職員が日常的にいじめを見抜く観察眼を養います。

例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため校内いじめ問題対策委員会で情報の共有は必要となります。

○ 学級担任は、生活ノートを通じて、日常的な生徒との親身な関係を築き、直接的な訴えを含めて生徒が心を開いて相談できる心のパイプを設けます。

○ それぞれの学期に相談旬間を設定し、全校一斉に、生徒全員が学級担任と直接教育相談ができる機会を設け、その他の必要な措置を講じ、取組状況を把握していきます。事前にアンケート調査を実施し、いじめに関する悩みの有無を尋ねます。なお、アンケートについては、保存年限を守り、その内容に

についても生徒がいじめへの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいものとなるよう十分に協議して作成します。

- 生徒のサインの有無にかかわらず、家庭訪問を通じた保護者との情報交換に努めます。保護者から得た情報をもとに、生徒および交友関係の観察、意識的な生徒への声掛けに努めます。
- 教職員間で生徒をめぐる情報交換を活発に行い、「ちょっと気になった」ことを伝え合う中で、学級・学年を超えて生徒のケアに努めます。
- 特別支援学級に在籍する生徒への対応等に留意し、いじめの未然防止に努めます。
- 特に配慮を要する生徒へは、様々な特性や背景にある生徒に対し教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援で対応します。例えば、海外から帰国した生徒、外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性自認に係る生徒、各地での災害や事故等により被災した生徒や避難をしている生徒、特別な事情があり、親元を離れ、児童養護施設・児童自立支援施設などに生活をしている生徒などその他配慮を要する生徒に対して、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努めます。
- スクールカウンセラーによる生徒観察の結果を教職員と共有し、気になる点があれば、学級担任や学年の教職員が意識して生徒を見守る態勢を整えます。

## 5. いじめに対する指導

### ① いじめられた生徒の心に寄り添う

生徒・保護者からいじめの訴えがあった場合、また、いじめの進行が疑われる場合には、いじめの有無にかかわらず、苦しんでいる生徒の心情に寄り添い、安全を確保し、教員だけでなくスクールカウンセラーの助力を得ながら、さらに、詳細を確認したうえで、迅速かつ組織的な対応をし、生徒・保護者の心のケアを最優先します。学校・教職員は被害に遭った生徒・保護者の味方であることを伝え、学校は、問題の解決に向けて全力を尽くす決意を表明します。

### ② 事実関係の正確な把握

校内いじめ問題対策委員会は、明らかにすべきポイントを整理し、関係教員の役割分担にしたがって事実関係の調査を指示します。関係教員は、問題の当事者となっている生徒からいねいに聞き取りを行い、事実関係の全貌を明らかにすることに全力を尽くします。場合によっては、周辺生徒からの聞き取りやアンケートによる傍証収集を行います。これらの情報提供に当たっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ったりしないように留意します。

③ いじめを繰り返させないための手立てやこれからの指導の見通しを生徒・保護者に示す校内いじめ問題対策委員会は、把握した事実関係にもとづき、今後の指導方針を決定し、すべての教職員と共有します。学級担任と関係教職員は、当該の生徒・保護者に対し、問題の解決に向けた具体的な指導方針を示して、これからの見通しを伝え、不安の解消に努めます。

### ④ いじめた生徒の心の琴線にふれる指導

いじめた生徒に対しては、自らの行為の過ちといじめられた生徒に与えた被害の重さを思い知る機会をもちます。加害者であっても、いじめに至った心情の吐露を通して後悔の念の表明を促し、生徒の立ち直りに対して教職員の寄添いと支援の手を差し伸べます。取り返しのつかないことをしたことへの深い反省と被害生徒に対する心からの謝罪を促します。

### ⑤ いじめに対する謝罪と過ちを繰り返さないことを誓う場の設定

校内いじめ問題対策委員会は、いじめられた生徒・保護者に対して指導の経過を報告し、了解が得られ

るよう努めます。生徒・保護者の了解のもとに、いじめた生徒がいじめられた生徒に謝罪し、過去を反省して今後の良好な友人関係を築いていくことを誓う場を設けます。

#### ⑥ いじめた生徒の保護者への寄添いとこれからの協力

いじめた生徒の保護者には、明らかになった事実関係といじめられた生徒・保護者の思いを伝え、この間の指導経過を報告し、理解を求めます。いじめた生徒の今後の課題を共有し、学校と家庭が協力して当該生徒を支えていくことを確認します。

#### ⑦ 学級指導、全体指導を通じた仲間に対する責任の自覚

日々のST、HR、学年集会、全校朝集などの場をとらえ、ことあるごとに、仲間づくりや互いの在り方を考えさせる機会を意図的に作りだしていきます。いじめ問題が生じた場合には、自分たちがどうあるべきだったのかを考える機会を設け、仲間としてのあるべき姿を反省します。いじめを許さないことは、同じ学級、学校で生活する仲間としての責任であるということを、教職員はすべての生徒に訴え続けます。

#### ⑧ 事後の継続的なカウンセリング

いじめられた生徒が負った精神的なショックに対しては、問題解決後も十分なケアが必要です。学級担任と養護教諭、心理の専門家であるスクールカウンセラーが連絡を取り合いながら、当該生徒の様子を見守り、必要に応じてカウンセリングができる体制を整え、その状況は保護者にも伝わるようにしていきます。

また、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにも連絡を取り合い、情報を共有しながら活用いたします。同様に、いじめた生徒に対する事後の心配りを忘れることなく、関係する教職員が協力して励ましの声掛けを継続するなど、前向きな学校生活を送ることができるよう支援を継続します。保護者に対しても、当分は定期的な学校訪問を繰り返すことで、学校・家庭が協力して当該生徒に寄り添い、見守ります。

### 6. いじめのない学校づくり

#### ○ 日常生活の中で凶る生徒の規範意識と前向きな価値観の向上

好ましい学習環境を守るために学校で決めているルールや互いに気持ちよく過ごすためのマナーを守ることを意味を1人1人の生徒にきちんと理解させます。そのことを通じて、「いけないことはしてはならない」という生徒の規範意識の土台を培っていきます。学校行事への取組を含め、一生懸命に頑張ることの大切さを実感できる前向きな価値観をはぐくみます。

#### ○ 生徒会・学級委員会活動を通じたスクールモラルの向上

生徒が、自分たちの学校生活をより良いものとするために、週番活動など自分たちで自分たちの学校生活のルール順守やマナーの向上に取り組み、自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動を教職員が支えます。

#### ○ 命の重みを大切にす心、思いやりの心、差別を許さない心をはぐくむ

かけがえのない1人1人の命、思いやりの心の大切さなどについて、道徳の時間等に思いをめぐらせる時間を設けます。人権を考える授業の中で、誇りをもち胸を張って堂々と生きること、互いを認め支え合うことの大切さを生徒に伝えていきます。

「いじめは決して許されないこと」との認識をすべての生徒が確認できるよう、機会をとらえて指導します。また、「見て見ぬふり」がいじめを助長することや、いじめを通報することは決して後ろめたいことではないということを改めて認識できる指導場面を目的意識的に作りだします。

#### ○ 学校行事への取組の中での仲間づくり

学校行事への取組の中で、生徒にクラスの仲間との一体感を体験させ、同じクラス、同じ学年の仲間と

してあることの誇りを実感できるよう生徒を支えます。1人1人が、自分自身がかけがえのない存在であることを噛みしめながら、自分を支えてくれる仲間感謝することができるよう、学校行事を通じて仲間としての連帯感を深めさせます。

#### ○ スクールアイデンティティの向上と生徒の自浄力

生徒の学級、学年、学校への所属意識を高め、生徒が自分たちの学級、学年、学校に誇りをもつ中で、自分たちの力で自分たちのより良い学校生活を追求し、自分たちの手でいじめを許さない学級、学年、学校をつくっていく主体的な参加意識を芽生えさせます。

#### ○ 学校外での相談機関の利用

こうべっ子悩み相談「いじめ・体罰・こども安全ホットライン」(24時間電話相談)・総合教育センター教育相談指導室・こうべ学びの支援センター・こども家庭センター・こども家庭支援室等をHP、チラシ等によって周知し、連携いたします。

### 7. 校内体制と教職員の意識と責務

いじめの認知は、法23条第1項に定められている通り、特定の教職員によることなく、校内にいじめ問題対策委員会を設け、円滑に情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする責務を有します。

いじめ問題対策委員会のメンバーは、校長、教頭、生徒指導担当教員、各学年総務、養護教諭、スクールカウンセラーから成る8名とします。生徒・保護者からのいじめの相談やいじめ問題の所在が明らかになった場合、校長は、校内いじめ問題対策委員会を招集し、関係生徒および保護者への対応を指示し、課題を整理しながら指導の方針を協議します。事後、明らかになった事実関係の確認や指導の経過報告を校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、指導を進めるうえでの留意事項を確認します。また、校内いじめ問題対策委員会では、太田中学校におけるいじめ未然防止の取組について検証を行い、必要に応じて改善の方針を打ち出します。そして、他の問題行動に対する指導と同様に、指導に当たって配慮すべき生徒・保護者の人権を確認し、校内いじめ問題対策委員会での協議内容や関係教職員への指示事項等について、時間の経過にしたがって記録を残すようにします。

すべての教員は、日常的ないじめ防止の取組を実践するとともに、いじめ問題の報告がなされた場合には、個人情報取扱と教育的配慮に留意し、しかるべき役割分担に基き職務を遂行します。

また、共通理解を図るため、原則として年間3回のいじめ問題に関する校内研修を予定します。

### 8. 家庭の役割と保護者の責務

子どもたちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめ問題等についても日常の体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければなりません。

また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

### 9. 関係機関との連携

生徒指導担当教員を窓口、他校にまたがる生徒の交友関係に関する情報収集に努め、他校間でのいじめの発生に眼を光らせます。とりわけ、インターネットやソーシャルメディアを介したトラブルをめぐっては、関係校および少年サポートセンター等の情報共有・連携を密にして、指導にあたります。

特に、犯罪行為等が認められる場合には、警察署や少年サポートセンター、法務局等の人権擁護機関と連携して被害に遭っている生徒を守ります。

## 10. 重大な事態への対処

校長は、重大な事態が発生したと判断した場合、ただちに教育委員会に状況を報告します。この場合、神戸市長にも報告いたします。そして、神戸市基本方針および国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応いたします。教育委員会は、その調査を行う主体や組織について判断し、調査が学校によるか、教育委員会によるかが考えられます。なお、教育委員会が主体となる場合は冒頭で示した「神戸市いじめ問題審議会」を調査の行うための組織とします。その場合、必要があるときは臨時委員を置き、調査のための部会を組織することができます。そのような時も絶えず、校長は、重大な事態が発生した事実を真摯に受け止め、改めて事実関係の把握に努め、速やかにその結果を提出します。いじめを受けた生徒及び保護者に対しても、説明責任を踏まえ、事実関係を適切な方法で提供いたします。

## 11. 開かれた学校づくりと学校・教職員に対する信頼

PTA やだいち・太田応援団を含む地域の会合では、太田中学校におけるいじめ問題の現状や学校としての取組を、個人情報や教育的な配慮に留意して、つまびらかに報告します。地域・保護者には学校参観の機会を適宜設け、学校行事の際に実施する保護者アンケートやPTAの役員・運営委員会や学校評議委員会などを通じて意見や質問を収集するよう努めます。そして、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に必ず位置づけ、その結果を検証し、早期発見、未然防止、生徒理解の理念のもといじめが発生した際に問題を隠さず、適切に組織的な取組等が評価され、必要な助言や支援を要請します。

生徒の地域活動への積極的な参加を後押しすることにより、教職員と地域関係者・保護者との交流を推進し、学校に対する意見や質問をざっくばらんに出してもらえる開かれた学校づくりを推進します。学校は、それらの意見や質問に誠実に対応することで、地域・保護者から信頼されるよう努めます。

とりわけ、現代は、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどインターネットやソーシャルメディアの利用をめぐるトラブルが尽きないことから、マナーやルールづくりなど家庭の協力を保護者に頼らなければならない状況があります。インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめが発見された場合は、書き込み画像の削除などの対応で保護者の協力が必要となります。学校・教職員は保護者・地域からの信頼を得ることにより、いじめ問題の速やかな解決が図れるよう努めます。

## 12. その他

このいじめ防止方針は、太田中学校の校内いじめ問題対策委員会において適宜、点検・見直しを行い、PTA 運営委員会や学校評議員会に諮って、より適切なものに改定いたします。